

議第65号

令和3年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和3年度滋賀県の琵琶湖流域下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入および支出）

第2条 収益的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業収益		千円 20,696,753	千円 163,475	千円 20,860,228
	1 営業収益	8,714,514	93,127	8,807,641
	2 営業外収益	11,981,786	70,348	12,052,134

支出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 琵琶湖流域下水道事業費用		千円 20,660,397	千円 13,542	千円 20,673,939
	1 営業費用	19,876,621	54,707	19,931,328
	2 営業外費用	781,179	△ 41,165	740,014

（資本的収入および支出）

第3条 資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する。

（補正後の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3,258,373千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,966,173千円、当年度分損益勘定留保資金 1,118,002千円ならびに消費税および地方消費税資本的収支調整額 174,198千円で補填するものとする。）

収入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入		千円 10,773,500	千円 △ 845,573	千円 9,927,927
	1 企業債	3,058,100	△ 322,700	2,735,400

	2 出 資 金	781,296	95,835	877,131
	3 補 助 金	5,084,918	△ 447,258	4,637,660
	4 負 担 金	1,849,186	△ 171,450	1,677,736

支 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 資 本 的 支 出		千円 14,302,870	千円 △ 1,116,570	千円 13,186,300
	1 建 設 改 良 費	9,149,860	△ 899,865	8,249,995
	3 返 還 金	1,217,847	△ 216,705	1,001,142

(企業債)

第4条 起債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
流域下水道建設事業費	千円 2,181,700	千円 1,859,000
計	3,058,100	2,735,400

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
職 員 給 与 費	千円 512,578	千円 △ 3,694	千円 508,884

(他会計からの補助金)

第6条 流域下水道の建設、高度処理、不明水処理、雨水処理および淡海環境プラザ運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
補 助 金	千円 2,421,096	千円 △ 80,831	千円 2,340,265

上記の議案を提出する。

令和4年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

議第65号 令和3年度滋賀県琵琶湖流域下水道事業会計補正予算(第3号)